

第6章 障害福祉計画の着実な推進に向けて

1 障害福祉サービスの提供体制の整備

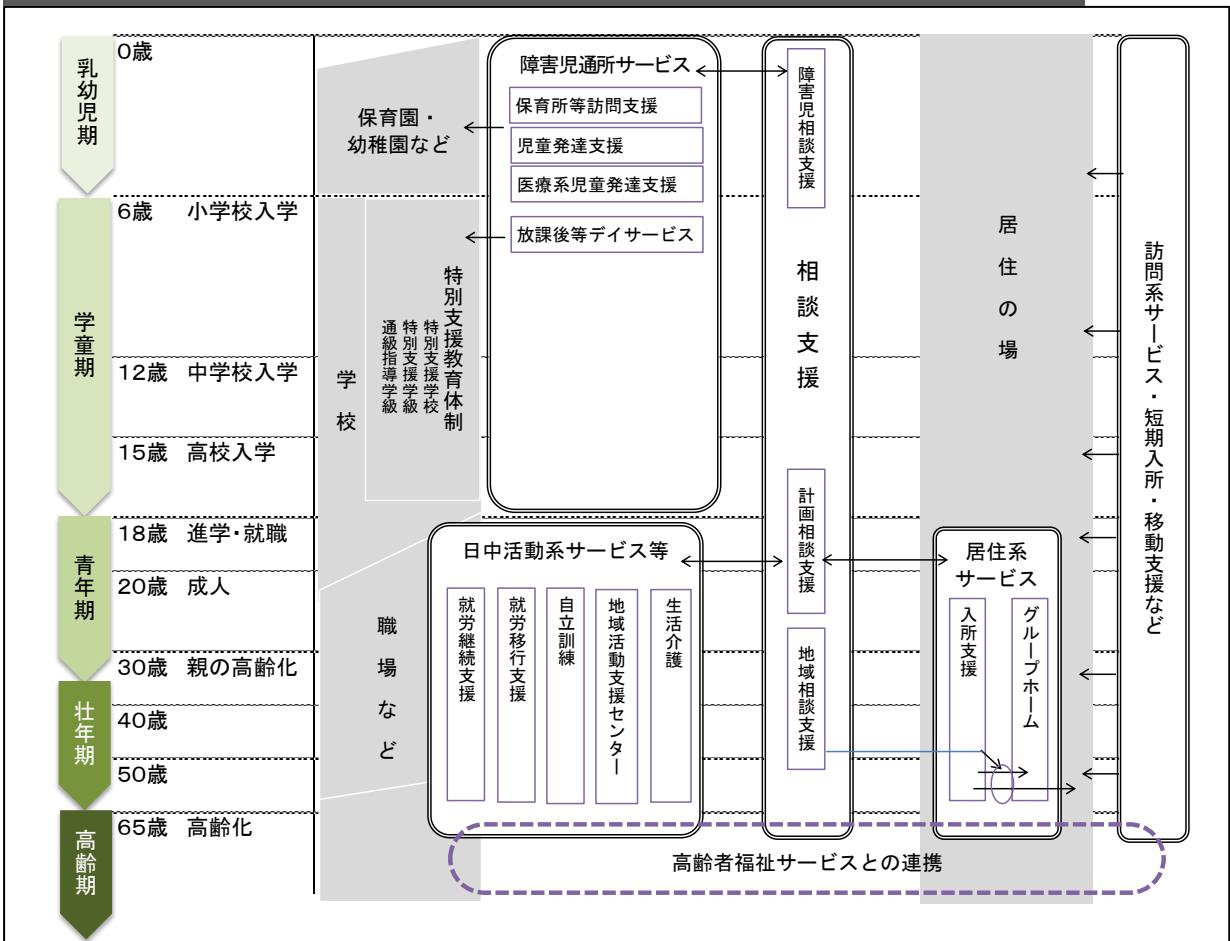
(1) サービスの適切な利用の支援

アンケート調査では、サービス等利用計画の作成にあたり大切なこととして「適切なサービスの組み合わせを提案してくれること」と回答した割合が高い結果となる等、「どのようなサービスをどう利用していくか」というサービスの適切な利用管理の必要性が高まっています。

平成24年4月に施行された法改正により、計画相談支援や障害児相談支援（P50～53参照）が制度化され、ケアマネジメントの視点が本格的に導入されました。

西東京市では、計画相談支援や障害児相談支援を提供する事業所の確保や、そこで支援にあたる相談支援専門員の質の向上等に努めることで、計画相談支援・障害児相談支援の利用を促し、個々の利用者に合ったサービス利用と、その適切な利用管理を進めます。

●コラム● ライフステージ別の障害福祉サービス等の整理



（２）民間の活力の導入

民間のサービス事業者に対して情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、民間の活力を導入することで、基盤整備を含めたサービスの提供体制の量的拡大を図っていきます。

また、指定管理者制度の導入などにより、民間の知恵や知識を活かした、より柔軟なサービスの提供を目指します。

（３）既存の社会資源の有効活用方法の検討

現在のところ、西東京市には社会資源が十分にあるとはいえませんが、定員増加や定員の弾力化を図りつつ、既存の社会資源の有効活用についても引き続き検討を進めます。

また、既存の社会資源の利用にあたって、地域偏在を課題とする声も寄せられていますので、合わせて移動に関する支援の方法を検討してまいります。

（４）財源の確保

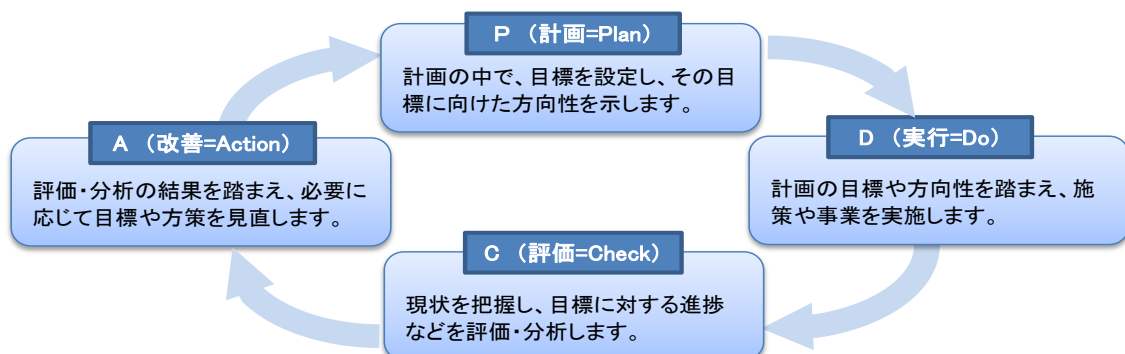
障害福祉計画に掲げる数値目標を達成するとともに、今後見込まれる障害福祉サービスのニーズに対応できるよう、計画実現のための予算計画を早期に検討し、国や東京都の補助金等の活用を含め、必要な財源の確保に努めます。

２ PDCA サイクルによる進捗管理

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、PDCA サイクル※に基づいて、本計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の政策への反映状況を市民に公開します。

※PDCA サイクルとは、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という 4 つのプロセスを繰り返して行なうことで、継続的に改善していく手法です。



3 障害福祉サービスの質や利用しやすさの確保

(1) 事業者の連携による支援ネットワーク

西東京市では、平成 26 年 7 月に障害関係事業所連絡会を発足させて、サービス事業者が相互に連携する基盤の整備を進めています。今後は会議の定例化を図り、密接な連携による障害福祉サービス等の質の向上を目指します。

(2) 第三者評価の促進

利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業者に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。そこで、サービス事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知や東京都の補助制度の活用による受審経費の助成等、第三者評価の制度が積極的に活用されるよう支援します。

4 市民の理解と協働の推進

障害者基本法に定められている「障害者週間（毎年 12 月 3 日から 9 日までの一週間）」に関連したイベントや、各種の講演会などを開催し、障害の有無に関わらず市民が参加できるような交流の場を積極的に提供します。

また、市民による障害のある方への「ちょっとした手助け」を促す「ヘルプカード」と「サポートバンダナ」、「サポートキーホルダー」や、東京都の取組みである「ヘルプマーク」の普及等、市民の障害や障害者に対する理解を深める取組みを行っています。

これらの取組みを通して、市民の障害や障害者に対する理解を深めながら、市民が障害者福祉の施策に関する議論等に積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。

その他、市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を進めます。